

## 【 宿泊者名簿に記載すべき事項 】

宿泊者名簿に記載すべき事項は次のとおりです。

- 1 氏名
- 2 住所
- 3 連絡先
- 4 日本国内に住所を有しない外国人であるときは、旅券番号  
(正確を期するため、旅券の呈示を求め、その写しを宿泊者名簿  
と保存するようお願いいたします。)
- 5 生年月日
- 6 前泊地
- 7 行先地
- 8 到着日時
- 9 出発日時
- 10 室名
- 11 国籍 (外国人の場合)

旅館業法、旅館業法施行規則、旅館業法施行条例の施行等に関する規則の規定による

感染症対策、国際テロ対策の目的から、宿泊者名簿への記載・保存、外国人宿泊者にあってはパスポート写しの保存をお願いします。

<旅館業法第6条(抜粋)>

- 1 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の事項を記載し、当該職員の要求があつたときは、これを提出しなければならない。
- 2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

お問い合わせ先

墨田区保健所生活衛生課生活環境係  
墨田区吾妻橋一丁目23番20号(墨田区役所5階)  
電話 5608-6939(直通)